

## 栃木県奨学のための給付金（公立）事業事務取扱要領

この要領は、「栃木県奨学のための給付金（公立）事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第10条に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 基準日について

実施要綱第3条に定める基準日は、毎年度の7月1日とする。ただし、高校生等が7月2日以降に入学することが定められている学校の入学者である場合は入学日とする。

### 2 給付対象の除外について

実施要綱第3条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、給付の対象から除外する。

- ア 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。
- イ 高校生等が基準日において休学している場合。ただし、当該年度の10月末日までに復学した場合にはこの限りではない。

### 3 申請書類及び申請期限について

実施要綱第5条に定める申請書類は、栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書（別記様式第1号（その1・課税証明書用）又は（その2・マイナンバー用））の他、以下の添付書類とする。

提出先は、高校生等が栃木県内の県立高等学校等に在籍している場合は、当該県立高等学校等とし、栃木県外の県立高等学校等に在籍している場合は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）事務局総務課とする。申請書類は郵送又は持参により提出するものとする。

申請期限は、原則として、当該年度の7月末日までとする。ただし、特段の事情があると認められる場合はこの限りではない。

- ア 基準日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されていることを証する書類（実施要綱第4条(1)による給付金の支給を申請する場合）
- イ 当該年度において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の規定による個人番号カードの写し及び本人確認書類（実施要綱第4条(2)による給付金の支給を申請する場合）
- ウ 基準日において、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子を扶養している旨が確認できる書類（実施要綱第4条(2)ウのうち、当該世帯に扶養されている高校生等

以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等に係る給付金の支給を申請する場合)

エ その他、教育委員会が必要と認める書類

#### 4 審査について

教育委員会は、給付申請に基づく審査に際し、疑義が生じた場合は、申請者に対し、必要な書類の追加提出を求めることができるものとする。

#### 5 支給決定について

実施要綱第6条に定める通知は、栃木県奨学のための給付金（公立）支給決定通知書（別紙様式第2号）又は栃木県奨学のための給付金（公立）不支給決定通知書（別紙様式第3号）により行う。

#### 6 給付金の支給について

支給を決定した日から速やかに支給するものとし、申請者の指定する口座への振込により行うものとする。ただし、県内県立高等学校申請者（保護者等）から徴収する学校徴収金に未納があるときであって、当該申請者から別記様式第4号による委任状が提出された場合には、給付金を未納分の学校徴収金に係る債権の弁済に充てるため、学校長が指定する口座へ振り込むことができるものとする。

#### 7 支給の決定の取消しについて

教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に給付金が支給されている場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

ア 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたとき

イ 給付金の支給を受けることを辞退したとき

ウ その他給付金を支給することが適当でないとき

(2) 前項アの規定により返還を命ぜられた者は、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた給付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。また、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(3) 教育委員会は、前項の場合において、やむをえない事情があると認めるときには、当該者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

#### 8 事務について

本事業に関する事務は、教育委員会事務局総務課にて取り扱う。ただし、高校生等が

栃木県立の高等学校に在籍している場合は、申請の受付、審査、給付金の支給その他関連事務は、当該県立高等学校が取り扱う。

(2) 前項に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等及び保護者等のプライバシーに配慮する。

## 9 その他

教育委員会は、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、原則として同日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等のいる世帯について適用する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月10日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行する。